

公益財団法人あいち産業振興機構定款

(平成 23 年 9 月 7 日制定)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 目的及び事業 (第 3 条・4 条)
- 第 3 章 資産及び会計 (第 5 条―第 14 条)
- 第 4 章 評議員及び評議員会
 - 第 1 節 評議員 (第 15 条―第 19 条)
 - 第 2 節 評議員会 (第 20 条―第 30 条)
- 第 5 章 役員及び会計監査人 (第 31 条―第 40 条)
- 第 6 章 理事会 (第 41 条―第 51 条)
- 第 7 章 定款の変更、解散等 (第 52 条―第 56 条)
- 第 8 章 委員会 (第 57 条)
- 第 9 章 事務局 (第 58 条)
- 第 10 章 会員 (第 59 条)
- 第 11 章 公告の方法 (第 60 条)
- 第 12 章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守 (第 61 条―第 63 条)
- 第 13 章 補則 (第 64 条)

附則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人あいち産業振興機構と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、県内中小企業等の経営基盤の強化、新たな事業活動への取組み、国際化への対応等を総合的に支援し、もって経済・産業の発展に寄与すること、また、県内の特定鉱害を計画的に復旧し、その有効な利用・保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 中小企業等の経営資源の確保、経営革新及び新事業分野の開拓等新たな事業活動、取引のあっせん及び国際ビジネスの展開などを支援するため、講座・セミナー、相談・助言及び調査又は情報の収集若しくは提供等を行う事業

- (2) 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入のための資金の貸付け及び設備の貸与等に関する事業
 - (3) 創業又は中小企業の地域資源を活用した新事業の展開、知的財産の活用、国際的な事業展開など、新たな事業活動を促進するための助成事業
 - (4) 特定鉱害の復旧を円滑に実施する事業
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。
- (1) 公益目的事業に付随して行う経営診断、認証取得、研究開発支援及び施設の管理運営
 - (2) その他公益目的事業の推進に資する事業
- 3 第1項に規定する公益目的事業については、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めなければならない。

- 2 この法人の事業遂行上やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(資産の管理及び運用)

第7条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(寄附財産の使用又は処分)

第8条 この法人が公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、寄附をした者がその用途を定めた場合を除き、公益目的事業に使用し、又は処分するものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 理事長は、前項に規定する書類を毎事業年度開始の日の前日までに、愛知県知事に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事長は、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に第 1 項に掲げる書類及び監査報告を愛知県知事に提出しなければならない。

4 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、第 1 項第 3 号及び第 4 号の書類を公告しなければならない。

5 第 1 項に掲げる書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 5 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、そ

の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分をし、又は譲受けをしようとする場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名の租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項に規定する親族等である者（この号並びに第 32 条第 3 項及び第 4 項において「親族等である者」という。）の数又は評議員のいずれか 1 名及びその親族等である者の合計数が、評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることにならないものであること。また、評議員には、監事及びその親族等である者が含まれてはならないものであること。

3 評議員は、この法人の理事を兼ねることができない。

4 評議員に変更が生じたときは、2 週間以内に、事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を愛知県知事に届け出なければならない。

（権限）

第 17 条 評議員は、評議員会を構成し、第 21 条第 1 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬）

第 19 条 評議員に対して、各年度の総額が 80 万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 2 節 評議員会

（構成）

第 20 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 21 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給総額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 第 11 条第 2 項ただし書に定める場合の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、一般社団・財団法人法第 189 条第 4 項ただし書に掲げる事項を除き、第 23 条第 4 項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日と定めて評議員会を招集しなければならない。

4 理事長（一般社団・財団法人法第 180 条第 2 項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日から 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 38 号）で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

5 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成 19 年政令第 38 号）で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

6 前各項（第 2 項を除く。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(定足数)

第 25 条 評議員会は評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第 27 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会の報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、評議員会の日から10年間、事務所に備え置かななければならない。

(運営)

第 30 条 法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員の運営に関し必要な事項は、評議員会において定める。

第5章 役員及び会計監査人

(設置)

第 31 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって

一般社団・財団法人法第 197 条において準用する一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(選任等)

第 32 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族等である者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には、この法人の理事（その親族等である者を含む。）及び評議員（その親族等である者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等である者であってはならない。

5 前 2 項に定めるもののほか、理事及び監事の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 10 号及び第 11 号に規定する基準を満たさなければならない。

6 理事又は監事に変更が生じたときは、2 週間以内に、事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 33 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 34 条 監事は、次に掲げる職務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(1) 理事の職務の執行を監査すること。

(2) 第 11 条第 1 項各号に掲げる書類を監査すること。

(3) 理事会及び評議員会が必要と認めた評議員会に出席し、必要に応じ意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれのあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。

(6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 35 条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

(1) 法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書その他法令で定める書類を監査し、会計監査報告を作成すること。

(2) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。

(3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第 36 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により役員に選任された理事の任期は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、第 31 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

第 37 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意を得てその会計監査人を解任することができる。この場合において、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第38条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第39条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な情報を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任軽減)

第40条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員及び会計監査人の一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、非業務執行理事、監事及び会計監査人との間に、一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第 40 条に規定する役員の実任の責任軽減

(開催)

第 43 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と判断したとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による招集があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第 44 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する者は、理事会の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 46 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 47 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 48 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 49 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 33 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印（議事録が電磁的記録をもって作成されている場合は、これに代わる措置）をしなければならない。

3 議事録は、理事会の日から 10 年間、事務所に備え置かなければならない。

(運営)

第 51 条 法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 7 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条の規定の変更についても適用する。

3 公益法人認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、当該事項の変更につき、愛知県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行ったときは遅滞なく、その旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 54 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(保有株式等に係る権利行使)

第 56 条 この法人が保有する株式又は出資について、株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を受けなければならない。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 57 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の決議により選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びこれに相当する職にある職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 10 章 会員

(会員)

第 59 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 前項の会員に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 60 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護並びに法令の遵守

(情報公開)

第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 62 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

(法令の遵守)

第 63 条 この法人は、法令を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うものとする。

第13章 補則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

(施行日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特例)

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事及び執行理事)

3 この法人の最初の代表理事は藤井敏夫、業務執行理事は加藤義晴及び木村忠史とし、会計監査人は仰星監査法人とする。

(最初の評議員)

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

杉浦健二

成瀬哲夫

森田哲夫

磯貝和汪

鈴置鑛市

浅田一吉

川合勝義

落合肇

木村敏正

岩田勇二

鈴木達夫

附 則 (平成24年11月14日改正)

この定款の変更は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日改正)

この定款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日改正)

この定款の変更は、平成28年3月22日から施行する。